

## 議案第1号

### 令和5年度船橋市一般会計補正予算

令和5年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,532,987千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236,177,489千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
60 国庫支出金		47,835,987	50,926	47,886,913
	15 国庫補助金	10,728,637	50,926	10,779,563
65 県支出金		16,808,600	918	16,809,518
	15 県補助金	4,477,680	918	4,478,598
80 繰入金		6,017,763	5,481,143	11,498,906
	10 基金繰入金	5,830,163	5,481,143	11,311,306
歳 入 合 計		230,644,502	5,532,987	236,177,489

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 総務費		15,676,904	5,530,926	21,207,830
	10 総務管理費	12,027,064	5,486,217	17,513,281
	20 戸籍住民基本台帳費	1,287,120	44,709	1,331,829
25 衛生費		23,942,190	2,061	23,944,251
	10 保健衛生費	16,977,840	2,061	16,979,901
歳 出 合 計		230,644,502	5,532,987	236,177,489

## 議案第2号

船橋市立医療センター整備基金条例を次のように制定する。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松 戸 徹

### 船橋市立医療センター整備基金条例

#### (設置)

第1条 船橋市立医療センターの建て替えに必要な経費に係る負担金に充てるため、船橋市立医療センター整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の予算の定めるところによる。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

#### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第6条 基金は、船橋市立医療センターの建て替えに伴う建設改良費及び企業債の元利償還金に係る負担金に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

医療センターの建て替えに必要な経費に係る負担金に充てるため、医療センター整備基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第3号

船橋市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市手数料条例の一部を改正する条例

船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第3		別表第3	
手数料を徴収する事務	金額(特に定めるものを除き、1件につき)	手数料を徴収する事務	金額(特に定めるものを除き、1件につき)
1～164 (略)	(略)	1～164 (略)	(略)
165 旅館業法第3条の2第1項、 第3条の3第1項 又は第3条の4 第1項の規定に 基づく旅館業の 許可を受けた地 位の承継の承認 申請に対する審 査	(略)	165 旅館業法第3条の2第1項又 は第3条の3第1 項の規定に基づ く旅館業の許可 を受けた地位の 承継の承認申請 に対する審査	(略)
166～274 (略)	(略)	166～274 (略)	(略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

理 由

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に係る手数料について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例の一部を改正する条例

船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例（平成24年船橋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)第3条第3項第3号及び第4項、第4条第2項並びに第5条第1項第4号並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき、社会教育に関する施設等で学校又は児童福祉施設に類するもの、意見を求める者、宿泊者の衛生に必要な措置の基準、宿泊を拒むことができる事由及び施設の構造設備の基準を定めるものとする。</p> <p>(社会教育施設等)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用される場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)第3条第3項第3号及び第4項、第4条第2項並びに第5条第3号並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき、社会教育に関する施設等で学校又は児童福祉施設に類するもの、意見を求める者、宿泊者の衛生に必要な措置の基準、宿泊を拒むことができる事由及び施設の構造設備の基準を定めるものとする。</p> <p>(社会教育施設等)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用される場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>



<p>2 (略) (意見を求める者)</p> <p>第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用される場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(4) (略) (宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第13条 法第5条第1項第4号に規定する条例で定める事由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>2 (略) (意見を求める者)</p> <p>第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及<u>び第3条の3第3項</u>において準用される場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(4) (略) (宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第13条 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

理 由

旅館業法の一部改正に伴い、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

船橋市興行場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市興行場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例の一部を改正する条例

船橋市興行場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例（平成24年船橋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項に規定する許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(承継の届出)</p> <p>第3条 法第2条の2第2項に規定する興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)の地位の興行場営業の譲渡による承継の届出をしようとする者(以下この項において</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項に規定する許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第3号、第4号及び第6号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する旨</u></p> <p>(承継の届出)</p> <p>第3条</p>

<p>「届出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 届出者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 興行場営業を譲渡した者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(3) 譲渡の年月日</p> <p>(4) 興行場の名称及び所在地</p> <p>2 (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>2及び3 (略)</p>
--	----------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項に規定する興行場営業を譲り受けた者に係る改正前の第2条の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

興行場法の一部改正に伴い、興行場営業の譲渡に係る承継の届出等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第6号

船橋市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松 戸 徹

### 船橋市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

船橋市空家等対策協議会条例（平成28年船橋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第8条第1項の規定に基づき、船橋市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。	(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第7条第1項の規定に基づき、船橋市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

#### 附 則

この条例は、公布の日又は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

#### 理 由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第7号

### 船橋市東部公民館等複合施設大規模改修工事請負契約の締結について

船橋市東部公民館等複合施設大規模改修工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和5年9月5日提出

船 橋 市 長   松   戸   徹

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 船橋市東部公民館等複合施設大規模改修工事                                     |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札【総合評価型】  |
| 3 契約金額   | 465,300,000円   |
| 4 契約の相手方 | 千葉県船橋市西船4丁目14番12号<br>木村建設工業株式会社<br>代表取締役   木   村   本   治 |

#### 理 由

船橋市東部公民館等複合施設大規模改修工事を執行するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得る必要がある。

## 議案第8号

ナースコール（船橋市立リハビリテーション病院）物品供給契約の締結について

ナースコール（船橋市立リハビリテーション病院）の購入について、次のとおり物品供給契約を締結する。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松 戸 徹

### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | ナースコール（船橋市立リハビリテーション病院）の購入                        |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 契約金額   | 31,460,000円                                       |
| 4 契約の相手方 | 東京都中央区晴海1丁目8番11号<br>OKIクロステック株式会社<br>代表取締役 竹内 敏 尚 |

### 理 由

ナースコール（船橋市立リハビリテーション病院）を購入するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第9号

市道の路線認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松 戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
66-107	二和西6丁目 28-75	二和西6丁目 28-51	6.00 6.00	171.64	
66-108	二和西6丁目 28-57	二和西6丁目 28-85	6.00 6.00	57.24	
合 計				228.88	

理 由

市道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第10号

公平委員会委員選任の同意を求めることについて

公平委員会委員土田 吉彦は、令和5年5月27日をもって退職したので、徳永 幸生を後任の委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松 戸 徹



議案第11号

公平委員会委員選任の同意を求めることについて

公平委員会委員久常 雅世は、令和5年10月9日をもって任期が満了するので、引き続き同人を委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第1号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度船橋市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 市税		102,515,300,000
	10 市民税	50,284,100,000
	15 固定資産税	37,958,300,000
	20 軽自動車税	703,500,000
	25 市たばこ税	3,566,000,000
	30 特別土地保有税	100,000
	32 入湯税	2,800,000
	35 事業所税	2,022,100,000
	40 都市計画税	7,978,400,000
15 地方譲与税		942,100,000
	12 地方揮発油譲与税	221,200,000
	15 自動車重量譲与税	629,900,000
	20 地方道路譲与税	100,000
	22 森林環境譲与税	68,300,000
	25 特別とん譲与税	22,600,000
20 利子割交付金		57,100,000
	10 利子割交付金	57,100,000
21 配当割交付金		765,900,000
	10 配当割交付金	765,900,000
23 株式等譲渡所得割交付金		631,700,000
	10 株式等譲渡所得割交付金	631,700,000
24 地方消費税交付金		14,432,400,000
	10 地方消費税交付金	14,432,400,000
25 ゴルフ場利用税交付金		3,400,000
	10 ゴルフ場利用税交付金	3,400,000
26 法人事業税交付金		1,016,600,000
	10 法人事業税交付金	1,016,600,000
30 自動車取得税交付金		100,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
107,396,676,642	105,489,850,776	139,151,031	1,767,674,835	2,974,550,776
53,298,523,625	51,990,237,944	100,040,084	1,208,245,597	1,706,137,944
39,070,700,645	38,628,918,639	28,339,456	413,442,550	670,618,639
740,861,166	707,314,691	3,962,100	29,584,375	3,814,691
3,924,792,246	3,924,792,246	0	0	358,792,246
0	0	0	0	△100,000
3,058,900	3,058,900	0	0	258,900
2,167,871,080	2,151,983,380	0	15,887,700	129,883,380
8,190,868,980	8,083,544,976	6,809,391	100,514,613	105,144,976
1,086,200,999	1,086,200,999	0	0	144,100,999
246,393,000	246,393,000	0	0	25,193,000
737,491,000	737,491,000	0	0	107,591,000
1	1	0	0	△99,999
67,942,000	67,942,000	0	0	△358,000
34,374,998	34,374,998	0	0	11,774,998
69,939,000	69,939,000	0	0	12,839,000
69,939,000	69,939,000	0	0	12,839,000
706,895,000	706,895,000	0	0	△59,005,000
706,895,000	706,895,000	0	0	△59,005,000
565,307,000	565,307,000	0	0	△66,393,000
565,307,000	565,307,000	0	0	△66,393,000
15,076,834,000	15,076,834,000	0	0	644,434,000
15,076,834,000	15,076,834,000	0	0	644,434,000
3,512,451	3,512,451	0	0	112,451
3,512,451	3,512,451	0	0	112,451
1,088,396,000	1,088,396,000	0	0	71,796,000
1,088,396,000	1,088,396,000	0	0	71,796,000
3,461,202	3,461,202	0	0	3,361,202

款	項	予 算 現 額
	10 自動車取得税交付金	100,000
31 環境性能割交付金		180,600,000
	10 環境性能割交付金	180,600,000
35 国有提供施設等所在市助成交付金		200,000,000
	10 国有提供施設等所在市助成交付金	200,000,000
37 地方特例交付金		685,300,000
	10 地方特例交付金	683,650,000
	30 新型コロナウイルス感染症対策地 方税減収補填特別交付金	1,650,000
40 地方交付税		5,660,800,000
	10 地方交付税	5,660,800,000
45 交通安全対策特別交付金		66,700,000
	10 交通安全対策特別交付金	66,700,000
50 分担金及び負担金		1,417,100,000
	10 負担金	1,417,100,000
55 使用料及び手数料		4,647,100,000
	10 使用料	3,019,810,000
	15 手数料	1,627,290,000
60 国庫支出金		60,699,285,400
	10 国庫負担金	38,516,343,000
	15 国庫補助金	22,060,512,400
	20 委託金	122,430,000
65 県支出金		25,242,868,000
	10 県負担金	11,278,870,000
	15 県補助金	12,555,488,000
	20 委託金	1,408,510,000
70 財産収入		4,775,140,000
	10 財産運用収入	376,570,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
3,461,202	3,461,202	0	0	3,361,202
156,322,000	156,322,000	0	0	△24,278,000
156,322,000	156,322,000	0	0	△24,278,000
202,853,000	202,853,000	0	0	2,853,000
202,853,000	202,853,000	0	0	2,853,000
799,934,000	799,934,000	0	0	114,634,000
798,364,000	798,364,000	0	0	114,714,000
1,570,000	1,570,000	0	0	△80,000
8,304,630,000	8,304,630,000	0	0	2,643,830,000
8,304,630,000	8,304,630,000	0	0	2,643,830,000
58,620,000	58,620,000	0	0	△8,080,000
58,620,000	58,620,000	0	0	△8,080,000
1,498,127,849	1,419,870,360	1,138,360	77,119,129	2,770,360
1,498,127,849	1,419,870,360	1,138,360	77,119,129	2,770,360
4,690,149,404	4,615,160,456	1,110,998	73,877,950	△31,939,544
3,104,402,806	3,039,936,897	1,090,280	63,375,629	20,126,897
1,585,746,598	1,575,223,559	20,718	10,502,321	△52,066,441
57,101,252,575	55,576,215,575	0	1,525,037,000	△5,123,069,825
37,536,301,401	37,536,301,401	0	0	△980,041,599
19,424,633,841	17,899,596,841	0	1,525,037,000	△4,160,915,559
140,317,333	140,317,333	0	0	17,887,333
23,545,128,621	23,487,588,621	0	57,540,000	△1,755,279,379
10,685,803,937	10,685,803,937	0	0	△593,066,063
11,469,180,549	11,411,640,549	0	57,540,000	△1,143,847,451
1,390,144,135	1,390,144,135	0	0	△18,365,865
4,809,679,866	4,809,396,180	0	283,686	34,256,180
392,752,250	392,468,564	0	283,686	15,898,564

款	項	予 算 現 額
	15 財産売払収入	4,398,570,000
75 寄附金		1,536,700,000
	10 寄附金	1,536,700,000
80 繰入金		8,065,445,000
	10 基金繰入金	8,065,445,000
85 繰越金		964,009,245
	10 繰越金	964,009,245
90 諸収入		9,309,599,000
	10 延滞金・加算金及び過料	192,200,000
	15 市預金利子	20,000
	20 貸付金元利収入	2,767,390,000
	25 受託事業収入	548,710,000
	30 収益事業収入	120,000,000
	35 雑入	5,681,279,000
95 市債		16,243,400,000
	10 市債	16,243,400,000
歳 入	合 計	260,058,646,645

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
4,416,927,616	4,416,927,616	0	0	18,357,616
1,751,640,832	1,751,640,832	0	0	214,940,832
1,751,640,832	1,751,640,832	0	0	214,940,832
351,387,300	351,387,300	0	0	△7,714,057,700
351,387,300	351,387,300	0	0	△7,714,057,700
964,009,245	964,009,245	0	0	0
964,009,245	964,009,245	0	0	0
10,747,668,904	9,643,712,397	49,295,610	1,054,660,897	334,113,397
215,157,657	214,548,730	0	608,927	22,348,730
4,268	4,268	0	0	△15,732
2,787,464,214	2,768,591,904	0	18,872,310	1,201,904
511,363,229	511,363,229	0	0	△37,346,771
240,000,000	240,000,000	0	0	120,000,000
6,993,679,536	5,909,204,266	49,295,610	1,035,179,660	227,925,266
11,477,100,000	11,477,100,000	0	0	△4,766,300,000
11,477,100,000	11,477,100,000	0	0	△4,766,300,000
252,455,725,890	247,708,836,394	190,695,999	4,556,193,497	△12,349,810,251



歳 出

款	項	予 算 現 額
10 議会費		973,000,000
	10 議会費	973,000,000
15 総務費		23,022,719,921
	10 総務管理費	19,377,727,948
	15 徴税費	1,642,669,704
	20 戸籍住民基本台帳費	1,428,255,961
	25 選挙費	408,306,308
	30 統計調査費	39,830,000
	35 監査委員費	125,930,000
20 民生費		110,228,755,400
	10 社会福祉費	45,434,102,601
	15 児童福祉費	47,241,078,613
	20 生活保護費	17,538,264,186
	25 災害救助費	15,310,000
25 衛生費		38,504,421,000
	10 保健衛生費	31,444,481,000
	15 清掃費	7,059,940,000
30 労働費		278,416,860
	10 労働諸費	278,416,860
35 農林水産業費		834,050,000
	10 農業費	601,011,464
	15 林業費	75,530,000
	20 水産業費	157,508,536
40 商工費		6,135,332,000
	10 商工費	6,135,332,000
45 土木費		24,558,933,175
	10 土木管理費	775,630,000
	15 道路橋りょう費	5,434,819,716

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
940,446,300	0	32,553,700	32,553,700
940,446,300	0	32,553,700	32,553,700
22,069,533,778	0	953,186,143	953,186,143
18,630,990,103	0	746,737,845	746,737,845
1,590,305,729	0	52,363,975	52,363,975
1,346,524,389	0	81,731,572	81,731,572
339,829,257	0	68,477,051	68,477,051
38,428,391	0	1,401,609	1,401,609
123,455,909	0	2,474,091	2,474,091
104,832,718,310	159,598,898	5,236,438,192	5,396,037,090
41,553,980,855	56,986,938	3,823,134,808	3,880,121,746
45,883,905,740	102,611,960	1,254,560,913	1,357,172,873
17,385,656,723	0	152,607,463	152,607,463
9,174,992	0	6,135,008	6,135,008
34,133,194,523	32,122,062	4,339,104,415	4,371,226,477
27,264,364,677	32,122,062	4,147,994,261	4,180,116,323
6,868,829,846	0	191,110,154	191,110,154
263,596,123	0	14,820,737	14,820,737
263,596,123	0	14,820,737	14,820,737
762,507,602	0	71,542,398	71,542,398
546,541,900	0	54,469,564	54,469,564
62,198,993	0	13,331,007	13,331,007
153,766,709	0	3,741,827	3,741,827
5,086,586,964	0	1,048,745,036	1,048,745,036
5,086,586,964	0	1,048,745,036	1,048,745,036
20,509,620,651	3,538,429,636	510,882,888	4,049,312,524
768,350,305	0	7,279,695	7,279,695
4,139,908,614	1,164,582,226	130,328,876	1,294,911,102

款	項	予 算 現 額
	20 河川費	2,800,311,049
	25 港湾費	102,665,000
	30 都市計画費	14,466,406,410
	35 住宅費	979,101,000
50 消防費		6,561,776,150
	10 消防費	6,561,776,150
55 教育費		28,958,921,962
	10 教育総務費	5,900,800,185
	15 小学校費	5,215,617,000
	20 中学校費	3,513,604,000
	25 高等学校費	1,388,152,920
	30 特別支援学校費	280,878,000
	35 社会教育費	5,452,061,815
	40 保健体育費	7,207,808,042
65 公債費		19,786,200,000
	10 公債費	19,786,200,000
75 予備費		216,120,177
	10 予備費	216,120,177
歳 出	合 計	260,058,646,645

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1,739,377,290	924,799,012	136,134,747	1,060,933,759
55,881,397	43,821,482	2,962,121	46,783,603
12,904,535,976	1,363,926,916	197,943,518	1,561,870,434
901,567,069	41,300,000	36,233,931	77,533,931
6,445,423,310	0	116,352,840	116,352,840
6,445,423,310	0	116,352,840	116,352,840
25,703,449,322	1,323,079,416	1,932,393,224	3,255,472,640
5,478,246,643	3,944,416	418,609,126	422,553,542
4,010,743,903	711,776,000	493,097,097	1,204,873,097
2,430,023,167	578,611,000	504,969,833	1,083,580,833
1,319,957,206	0	68,195,714	68,195,714
225,002,427	28,748,000	27,127,573	55,875,573
5,235,921,286	0	216,140,529	216,140,529
7,003,554,690	0	204,253,352	204,253,352
19,722,624,926	0	63,575,074	63,575,074
19,722,624,926	0	63,575,074	63,575,074
0	0	216,120,177	216,120,177
0	0	216,120,177	216,120,177
240,469,701,809	5,053,230,012	14,535,714,824	19,588,944,836

歳入歳出差引残額 7,239,134,585円

うち基金繰入額 6,171,504,095円

令和5年9月5日提出

船橋市長 松戸 徹

## 認定第2号

### 決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度船橋市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 国民健康保険料		10,822,000,000
	10 国民健康保険料	10,822,000,000
15 国庫支出金		1,700,000
	15 国庫補助金	1,700,000
25 県支出金		35,210,000,000
	10 県補助金	35,210,000,000
33 財産収入		100,000
	10 財産運用収入	100,000
35 繰入金		4,945,400,000
	10 他会計繰入金	4,775,400,000
	15 基金繰入金	170,000,000
40 繰越金		100,000
	10 繰越金	100,000
45 諸収入		146,700,000
	10 延滞金・加算金及び過料	74,160,000
	25 一部負担金	10,000
	30 雑入	72,530,000
歳 入	合 計	51,126,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
13,528,979,992	11,013,994,327	314,633,810	2,200,351,855	191,994,327
13,528,979,992	11,013,994,327	314,633,810	2,200,351,855	191,994,327
919,000	919,000	0	0	△781,000
919,000	919,000	0	0	△781,000
34,239,188,820	34,239,188,820	0	0	△970,811,180
34,239,188,820	34,239,188,820	0	0	△970,811,180
5,014	5,014	0	0	△94,986
5,014	5,014	0	0	△94,986
4,593,519,543	4,593,519,543	0	0	△351,880,457
4,423,519,543	4,423,519,543	0	0	△351,880,457
170,000,000	170,000,000	0	0	0
252,399	252,399	0	0	152,399
252,399	252,399	0	0	152,399
194,548,297	178,665,395	1,959,669	13,923,233	31,965,395
104,927,561	104,924,361	0	3,200	30,764,361
0	0	0	0	△10,000
89,620,736	73,741,034	1,959,669	13,920,033	1,211,034
52,557,413,065	50,026,544,498	316,593,479	2,214,275,088	△1,099,455,502

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		816,400,000
	10 総務管理費	574,190,000
	15 徴収費	242,210,000
15 保険給付費		34,664,000,000
	10 療養諸費	30,269,391,176
	15 高額療養費	4,197,578,824
	17 移送費	350,000
	20 出産育児諸費	150,768,999
	25 葬祭諸費	36,000,000
	30 傷病手当金	9,911,001
21 国民健康保険事業費納付金		14,915,400,000
	10 医療給付費分	10,012,490,000
	15 後期高齢者支援金等分	3,651,830,000
	20 介護納付金分	1,251,080,000
25 共同事業拠出金		100,000
	10 共同事業拠出金	100,000
30 保健事業費		537,400,000
	10 保健事業費	15,220,000
	15 特定健康診査等事業費	522,180,000
35 諸支出金		92,700,000
	10 償還金及び還付加算金	92,700,000
40 予備費		100,000,000
	10 予備費	100,000,000
歳 出	合 計	51,126,000,000



(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
740,211,185	0	76,188,815	76,188,815
521,393,676	0	52,796,324	52,796,324
218,817,509	0	23,392,491	23,392,491
33,631,535,744	0	1,032,464,256	1,032,464,256
29,276,565,815	0	992,825,361	992,825,361
4,188,602,210	0	8,976,614	8,976,614
110,550	0	239,450	239,450
121,146,168	0	29,622,831	29,622,831
35,200,000	0	800,000	800,000
9,911,001	0	0	0
14,915,348,185	0	51,815	51,815
10,012,456,828	0	33,172	33,172
3,651,820,358	0	9,642	9,642
1,251,070,999	0	9,001	9,001
980	0	99,020	99,020
980	0	99,020	99,020
460,045,176	0	77,354,824	77,354,824
14,155,967	0	1,064,033	1,064,033
445,889,209	0	76,290,791	76,290,791
80,506,456	0	12,193,544	12,193,544
80,506,456	0	12,193,544	12,193,544
0	0	100,000,000	100,000,000
0	0	100,000,000	100,000,000
49,827,647,726	0	1,298,352,274	1,298,352,274

歳入歳出差引残額 198,896,772円

うち基金繰入額 198,000,000円

令和5年9月5日提出

船橋市長 松戸 徹

## 認定第3号

### 決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 繰入金		9,000,000
	10 繰入金	9,000,000
歳 入 合 計		9,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
8,121,530	8,121,530	0	0	△878,470
8,121,530	8,121,530	0	0	△878,470
8,121,530	8,121,530	0	0	△878,470

歲 出

款	項	予 算 現 額
15 公債費		9,000,000
	10 公債費	9,000,000
歲 出	合 計	9,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
8,121,530	0	878,470	878,470
8,121,530	0	878,470	878,470
8,121,530	0	878,470	878,470

歳入歳出差引残額

0円

令和 5 年 9 月 5 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第4号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
20 財産収入		563,370,000
	5 財産運用収入	563,370,000
25 繰入金		51,400,000
	10 繰入金	51,400,000
30 繰越金		10,000
	10 繰越金	10,000
35 諸収入		44,220,000
	15 雑入	44,220,000
歳 入	合 計	659,000,000



(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
567,182,900	567,182,900	0	0	3,812,900
567,182,900	567,182,900	0	0	3,812,900
37,300,000	37,300,000	0	0	△14,100,000
37,300,000	37,300,000	0	0	△14,100,000
24,954	24,954	0	0	14,954
24,954	24,954	0	0	14,954
44,917,000	44,917,000	0	0	697,000
44,917,000	44,917,000	0	0	697,000
649,424,854	649,424,854	0	0	△9,575,146

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 再開発事業費		270,700,000
	15 事業費	270,700,000
15 公債費		387,300,000
	10 公債費	387,300,000
20 予備費		1,000,000
	10 予備費	1,000,000
歳 出	合 計	659,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
262,562,063	0	8,137,937	8,137,937
262,562,063	0	8,137,937	8,137,937
386,808,420	0	491,580	491,580
386,808,420	0	491,580	491,580
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
649,370,483	0	9,629,517	9,629,517

歳入歳出差引残額

54,371円

令和 5 年 9 月 5 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第5号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度船橋市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 介護保険料		9,749,400,000
	10 介護保険料	9,749,400,000
15 国庫支出金		10,594,750,000
	10 国庫負担金	8,016,270,000
	15 国庫補助金	2,578,480,000
20 支払基金交付金		12,278,530,000
	10 支払基金交付金	12,278,530,000
25 県支出金		6,640,225,000
	10 県負担金	6,286,695,000
	20 県補助金	353,530,000
30 財産収入		3,600,000
	10 財産運用収入	3,500,000
	15 財産売払収入	100,000
40 繰入金		8,164,295,000
	10 他会計繰入金	7,471,375,000
	15 基金繰入金	692,920,000
45 繰越金		293,183,000
	10 繰越金	293,183,000
50 諸収入		59,200,000
	10 延滞金・加算金及び過料	790,000
	15 市預金利子	10,000
	20 受託事業収入	1,200,000
	25 雑入	57,200,000
歳 入	合 計	47,783,183,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
9,806,969,254	9,617,114,444	52,849,767	137,005,043	△132,285,556
9,806,969,254	9,617,114,444	52,849,767	137,005,043	△132,285,556
10,645,480,899	10,645,480,899	0	0	50,730,899
8,219,544,749	8,219,544,749	0	0	203,274,749
2,425,936,150	2,425,936,150	0	0	△152,543,850
11,952,031,589	11,952,031,589	0	0	△326,498,411
11,952,031,589	11,952,031,589	0	0	△326,498,411
6,556,321,092	6,556,321,092	0	0	△83,903,908
6,202,796,017	6,202,796,017	0	0	△83,898,983
353,525,075	353,525,075	0	0	△4,925
76,793	76,793	0	0	△3,523,207
76,793	76,793	0	0	△3,423,207
0	0	0	0	△100,000
7,851,807,838	7,851,807,838	0	0	△312,487,162
7,129,567,963	7,129,567,963	0	0	△341,807,037
722,239,875	722,239,875	0	0	29,319,875
293,182,861	293,182,861	0	0	△139
293,182,861	293,182,861	0	0	△139
68,530,247	65,175,275	0	3,354,972	5,975,275
1,293,515	1,262,752	0	30,763	472,752
0	0	0	0	△10,000
656,000	656,000	0	0	△544,000
66,580,732	63,256,523	0	3,324,209	6,056,523
47,174,400,573	46,981,190,791	52,849,767	140,360,015	△801,992,209

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		1,094,600,000
	10 総務管理費	676,090,000
	15 徴収費	31,430,000
	20 介護認定審査会費	387,080,000
15 保険給付費		43,929,600,000
	10 介護サービス等諸費	41,880,791,499
	15 高額介護サービス等費	1,159,008,501
	17 高額医療合算介護サービス等費	181,000,000
	20 特別給付費	3,900,000
	25 特定入所者介護サービス等費	704,900,000
22 地域支援事業費		2,431,200,000
	11 介護予防・生活支援サービス事業費	1,496,980,000
	12 一般介護予防事業費	100,390,000
	15 包括的支援事業・任意事業費	830,260,000
	20 その他諸費	3,570,000
30 基金積立金		3,500,000
	10 基金積立金	3,500,000
35 諸支出金		314,283,000
	10 償還金及び還付加算金	312,283,000
	20 災害臨時特例利用者負担額軽減支援費	2,000,000
40 予備費		10,000,000
	10 予備費	10,000,000
歳 出	合 計	47,783,183,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
867,961,028	0	226,638,972	226,638,972
583,636,007	0	92,453,993	92,453,993
30,851,561	0	578,439	578,439
253,473,460	0	133,606,540	133,606,540
43,180,964,876	0	748,635,124	748,635,124
41,188,807,749	0	691,983,750	691,983,750
1,158,977,573	0	30,928	30,928
164,827,212	0	16,172,788	16,172,788
2,539,869	0	1,360,131	1,360,131
665,812,473	0	39,087,527	39,087,527
2,135,504,158	0	295,695,842	295,695,842
1,295,345,808	0	201,634,192	201,634,192
84,558,435	0	15,831,565	15,831,565
752,625,815	0	77,634,185	77,634,185
2,974,100	0	595,900	595,900
76,793	0	3,423,207	3,423,207
76,793	0	3,423,207	3,423,207
306,636,084	0	7,646,916	7,646,916
306,090,459	0	6,192,541	6,192,541
545,625	0	1,454,375	1,454,375
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
46,491,142,939	0	1,292,040,061	1,292,040,061

歳入歳出差引残額 490,047,852円

うち基金繰入額 880,880円

令和5年9月5日提出

船橋市長 松戸 徹



認定第6号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度船橋市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 繰入金		2,100,000
	10 繰入金	2,100,000
20 繰越金		46,900,000
	10 繰越金	46,900,000
30 諸収入		42,000,000
	10 貸付金元利収入	41,310,000
	30 雑入	690,000
歳 入	合 計	91,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1,468,172	1,468,172	0	0	△631,828
1,468,172	1,468,172	0	0	△631,828
99,386,592	99,386,592	0	0	52,486,592
99,386,592	99,386,592	0	0	52,486,592
76,821,536	48,496,294	1,106,614	27,218,628	6,496,294
72,208,236	46,633,058	1,106,614	24,468,564	5,323,058
4,613,300	1,863,236	0	2,750,064	1,173,236
177,676,300	149,351,058	1,106,614	27,218,628	58,351,058

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		91,000,000
	10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	91,000,000
歳 出	合 計	91,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
24,533,372	0	66,466,628	66,466,628
24,533,372	0	66,466,628	66,466,628
24,533,372	0	66,466,628	66,466,628

歳入歳出差引残額 124,817,686円

令和 5 年 9 月 5 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第7号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 後期高齢者医療保険料		7,365,600,000
	10 後期高齢者医療保険料	7,365,600,000
15 使用料及び手数料		100,000
	10 手数料	100,000
20 繰入金		1,349,700,000
	10 他会計繰入金	1,349,700,000
25 繰越金		100,000
	10 繰越金	100,000
30 諸収入		36,500,000
	10 延滞金・加算金及び過料	1,510,000
	15 償還金及び還付加算金	25,500,000
	22 受託事業収入	9,400,000
	25 雑入	90,000
歳 入	合 計	8,752,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
7,381,592,370	7,281,188,240	17,007,700	83,396,430	△84,411,760
7,381,592,370	7,281,188,240	17,007,700	83,396,430	△84,411,760
6,900	6,900	0	0	△93,100
6,900	6,900	0	0	△93,100
1,301,327,728	1,301,327,728	0	0	△48,372,272
1,301,327,728	1,301,327,728	0	0	△48,372,272
9,059,280	9,059,280	0	0	8,959,280
9,059,280	9,059,280	0	0	8,959,280
27,412,935	27,412,935	0	0	△9,087,065
1,375,700	1,375,700	0	0	△134,300
17,973,400	17,973,400	0	0	△7,526,600
7,886,434	7,886,434	0	0	△1,513,566
177,401	177,401	0	0	87,401
8,719,399,213	8,618,995,083	17,007,700	83,396,430	△133,004,917



歳 出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		160,400,000
	10 総務管理費	137,600,000
	15 徴収費	22,800,000
15 後期高齢者医療広域連合納付金		8,556,100,000
	10 後期高齢者医療広域連合納付金	8,556,100,000
20 諸支出金		25,500,000
	10 償還金及び還付加算金	25,500,000
25 予備費		10,000,000
	10 予備費	10,000,000
歳 出	合 計	8,752,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
152,523,619	0	7,876,381	7,876,381
131,468,080	0	6,131,920	6,131,920
21,055,539	0	1,744,461	1,744,461
8,434,597,554	0	121,502,446	121,502,446
8,434,597,554	0	121,502,446	121,502,446
17,973,400	0	7,526,600	7,526,600
17,973,400	0	7,526,600	7,526,600
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
8,605,094,573	0	146,905,427	146,905,427

歳入歳出差引残額 13,900,510円

令和 5 年 9 月 5 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第8号

決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度船橋市地方卸売市場事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松 戸 徹

令和4年度船橋市地方

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予 算			地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額			
第1款	円	円		円	円
市場事業収益	860,000,000	50,000,000		0	910,000,000
第1項					
営業収益	676,814,000	0		0	676,814,000
第2項					
営業外収益	183,086,000	50,000,000		0	233,086,000
第3項					
特別利益	100,000	0		0	100,000

支出

区分	予 算					小 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	
第1款	円	円	円	円	円	円
市場事業費用	860,000,000	50,000,000	0	0	0	910,000,000
第1項						
営業費用	837,442,000	50,000,000	0	0	0	887,442,000
第2項						
営業外費用	15,269,000	0	0	0	0	15,269,000
第3項						
特別損失	2,289,000	0	0	0	0	2,289,000
第4項						
予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000

卸 売 市 場 事 業 決 算 報 告 書

決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円	円	
876,809,555	△ 33,190,445	
662,541,785	△ 14,272,215	(うち、仮受消費税及び地方消費税 60,033,270円)
214,267,770	△ 18,818,230	(うち、仮受消費税及び地方消費税 2,199円)
0	△ 100,000	

額		決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	不 用 額	備 考
地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	合 計				
円	円	円	円	円	
0	910,000,000	846,661,887	0	63,338,113	
0	887,442,000	837,944,132	0	49,497,868	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 38,348,207円)
0	15,269,000	6,428,755	0	8,840,245	
0	2,289,000	2,289,000	0	0	
0	5,000,000	0	0	5,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額
第1款	円	円	円	円
資本的収入	45,666,000	0	45,666,000	0
第1項				
出資金	17,300,000	0	17,300,000	0
第2項				
補助金	28,366,000	0	28,366,000	0

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 の 第 26 条 に よ る 繰 越 額	継 続 費 繰 越 次 額
第1款	円	円	円		円	円
資本的支出	270,000,000	0	0	270,000,000	59,719,000	0
第1項						
建設改良費	223,350,000	0	0	223,350,000	59,719,000	0
第2項						
企業債償還金	46,650,000	0	0	46,650,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額236,516,575円は、減債積立金9,939,144円、過年度分消補填した。

額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
継続費繰次繰越額 に係る財源充当額	合計			
円	円	円	円	
0	45,666,000	38,742,000	△ 6,924,000	
0	17,300,000	17,300,000	0	
0	28,366,000	21,442,000	△ 6,924,000	

額	決算額	翌年度繰越額			合計	不用額	備考
		地方公営 企業法の 26条によ る繰越額	継続費 繰越額	合計			
円	円	円	円	円	円		
329,719,000	275,258,575	33,427,000	0	33,427,000	21,033,425		
283,069,000	228,608,820	33,427,000	0	33,427,000	21,033,180	(うち、仮払消費 税及び地方消費 税 20,782,620円)	
46,650,000	46,649,755	0	0	0	245		

費税及び地方消費税資本的収支調整額7,921,540円及び過年度分損益勘定留保資金218,655,891円で

令和4年度船橋市地方卸売市場事業損益計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

1	営業収益			
	(1) 売上高割使用料	76,069,769		
	(2) 施設使用料	368,756,207		
	(3) 雑収益	<u>157,682,539</u>	602,508,515	
2	営業費用			
	(1) 市場管理費	550,558,025		
	(2) 減価償却費	231,148,794		
	(3) 資産減耗費	<u>17,889,106</u>	<u>799,595,925</u>	
	営業損失			197,087,410
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	101,088		
	(2) 補助金	178,000,000		
	(3) 長期前受金戻入	36,083,060		
	(4) 雑収入	<u>81,599</u>	214,265,747	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	5,300,455		
	(2) 雑支出	<u>223,834</u>	<u>5,524,289</u>	<u>208,741,458</u>
	経常利益			11,654,048
5	特別利益			
	(1) 過年度損益修正益	0		
	(2) その他特別利益	<u>0</u>	0	
6	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	0		
	(2) その他特別損失	<u>2,289,000</u>	<u>2,289,000</u>	<u>△ 2,289,000</u>
	当年度純利益			9,365,048
	前年度繰越利益剰余金			28,611,002
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>9,939,144</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>47,915,194</u></u>



# 令和 4 年 度 船 橋 市 地 方 卸 売 市

(令和 4 年 4 月 1 日 から)

	資 本 金	剰	
		資本剰余金	利 益
			減債積立金
前年度末残高	6,126,438,579	0	9,939,144
前年度処分額	0	0	9,968,505
条例第 4 条による処分額	0	0	9,968,505
減債積立金の積立	0	0	9,968,505
処分後残高	6,126,438,579	0	19,907,649
当年度変動額	17,300,000	0	△ 9,939,144
出資金の受入	17,300,000	0	0
減債積立金の取崩	0	0	△ 9,939,144
当年度純利益	0	0	0
当年度末残高	6,143,738,579	0	9,968,505

# 場 事 業 剰 余 金 計 算 書

令和5年3月31日まで

(単位：円)

剰 余 金		金	資本合計
剰 余 金	剰余金合計		
未処分利益剰余金	利益剰余金合計		
38,579,507	48,518,651	48,518,651	6,174,957,230
△ 9,968,505	0	0	0
△ 9,968,505	0	0	0
△ 9,968,505	0	0	0
(繰越利益剰余金)			
28,611,002	48,518,651	48,518,651	6,174,957,230
19,304,192	9,365,048	9,365,048	26,665,048
0	0	0	17,300,000
9,939,144	0	0	0
9,365,048	9,365,048	9,365,048	9,365,048
(当年度未処分利益剰余金)			
47,915,194	57,883,699	57,883,699	6,201,622,278

## 令和4年度船橋市地方卸売市場事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	未処分利益剰余金
当年度末残高	6,143,738,579	47,915,194
条例第4条による処分額	0	△ 9,365,048
減債積立金の積立	0	△ 9,365,048
処分後残高	6,143,738,579	(繰越利益剰余金) 38,550,146

令和4年度船橋市地方卸売市場事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：円)

		資 産 の 部	
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ	土地		2,731,058,030
ロ	建物	10,192,720,743	
	減価償却累計額	<u>△ 7,324,630,730</u>	2,868,090,013
ハ	構築物	1,133,526,228	
	減価償却累計額	<u>△ 927,641,106</u>	205,885,122
ニ	機械及び装置	1,393,836,665	
	減価償却累計額	<u>△ 966,524,905</u>	427,311,760
ホ	車両及び運搬具	2,266,729	
	減価償却累計額	<u>△ 2,153,393</u>	113,336
ヘ	工具	72,840	
	減価償却累計額	<u>△ 69,198</u>	3,642
ト	器具及び備品	26,265,900	
	減価償却累計額	<u>△ 11,809,090</u>	14,456,810
チ	建設仮勘定		<u>113,445,000</u>
	有形固定資産合計		6,360,363,713
(2) 無形固定資産			
イ	電話加入権		946,000
ロ	ソフトウェア		<u>11,792,400</u>
	無形固定資産合計		<u>12,738,400</u>
	固定資産合計		6,373,102,113
2 流動資産			
(1) 現金預金			
イ	預金	1,451,081,061	
ロ	特定預金	<u>90,561,190</u>	
	現金預金合計		1,541,642,251
(2) 未収金			
	未収金	95,406,035	
	貸倒引当金	<u>△ 11,022,932</u>	84,383,103
(3) その他流動資産			
イ	保管有価証券	<u>1,000,000</u>	
	その他流動資産合計		<u>1,000,000</u>
	流動資産合計		<u>1,627,025,354</u>
	資産合計		<u>8,000,127,467</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	793,136,253		
ロ その他の企業債	<u>47,300,000</u>		
企業債合計		<u>840,436,253</u>	
固定負債合計			840,436,253

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	34,686,745		
ロ その他の企業債	<u>12,000,000</u>		
企業債合計		46,686,745	
(2) 未払金		197,925,134	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	9,835,440		
ロ 法定福利費引当金	<u>1,923,579</u>		
引当金合計		11,759,019	
(4) その他流動負債			
イ 預り保証金	90,561,190		
ロ 預り有価証券	<u>1,000,000</u>		
その他流動負債合計		<u>91,561,190</u>	
流動負債合計			347,932,088

5 繰延収益

長期前受金		2,287,210,246	
収益化累計額		<u>△ 1,677,073,398</u>	
繰延収益合計			<u>610,136,848</u>
負債合計			<u>1,798,505,189</u>

資本の部

6 資本金

6,143,738,579

7 剰余金

(1) 利益剰余金

イ 減債積立金	9,968,505		
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>47,915,194</u>		
利益剰余金合計		<u>57,883,699</u>	
剰余金合計			<u>57,883,699</u>
資本合計			<u>6,201,622,278</u>
負債資本合計			<u>8,000,127,467</u>

令和5年9月5日 提出

船橋市長

松戸 徹

認定第9号

決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度船橋市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松 戸 徹

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額			合 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	
第1款	円	円	円	円
病院事業収益	18,751,000,000	765,000,000	0	19,516,000,000
第1項				
医業収益	15,785,700,000	817,950,000	0	16,603,650,000
第2項				
医業外収益	2,853,900,000	△ 52,950,000	0	2,800,950,000
第3項				
特別利益	111,400,000	0	0	111,400,000

支出

区 分	予 算 額				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公 営企業 法第24 条第3項 の規定 による 支出額
第1款	円	円	円	円	円
病院事業費用	18,751,000,000	765,000,000	0	0	0
第1項					
医業費用	18,450,200,000	765,000,000	0	0	0
第2項					
医業外費用	185,000,000	0	0	0	0
第3項					
特別損失	85,800,000	0	0	0	0
第4項					
予備費	30,000,000	0	0	0	0

病 院 事 業 決 算 報 告 書

決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円	円	
19,408,156,683	△ 107,843,317	
16,659,153,297	55,503,297	(うち、仮受消費税及び地方消費税 15,074,237円)
2,637,696,942	△ 163,253,058	( " ) 8,348,257円)
111,306,444	△ 93,556	

額			決 算 額	地方公 営企業 法第26 条第2項 の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考
小 計	地方公 営企業 法第26 条第2項 の規定 による 繰越額	合 計				
円	円	円	円	円	円	
19,516,000,000	0	19,516,000,000	19,100,984,306	0	415,015,694	
19,215,200,000	0	19,215,200,000	18,823,535,757	0	391,664,243	(うち、仮払消費税及び地方消費税 722,365,451円)
185,000,000	0	185,000,000	176,623,107	0	8,376,893	( " ) 648,500円)
85,800,000	0	85,800,000	100,825,442	0	△ 15,025,442	
30,000,000	0	30,000,000	0	0	30,000,000	



(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第 26条の規定による 繰越額に係る財源 充当額
第1款	円	円	円	円
資本的収入	757,100,000	0	757,100,000	0
第1項				
企業債	257,000,000	0	257,000,000	0
第2項				
負担金	500,000,000	0	500,000,000	0
第3項				
固定資産 売却代金	100,000	0	100,000	0
第4項				
補助金	0	0	0	0
第5項				
寄附金	0	0	0	0

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規定による 繰越額	継続費 通次 繰越額
第1款	円	円	円	円	円	円
資本的支出	2,210,000,000	0	0	2,210,000,000	0	0
第1項						
建設改良費	1,029,500,000	0	0	1,029,500,000	0	0
第2項						
企業債 償還金	1,180,500,000	0	0	1,180,500,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,380,953,983円は、減債積立金680,425,140円及び過年度分損益勘定

額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計			
円	円	円	円	
0	757,100,000	813,941,000	56,841,000	
0	257,000,000	257,000,000	0	
0	500,000,000	500,000,000	0	
0	100,000	14,541,000	14,441,000	(うち、仮受消費税及び地方消費税731,000円)
0	0	9,900,000	9,900,000	
0	0	32,500,000	32,500,000	

額	合 計	決 算 額	翌年度繰越額		不 用 額	備 考
			地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額		
円	円	円	円	円	円	
2,210,000,000	2,194,894,983	0	0	0	15,105,017	
1,029,500,000	1,014,469,843	0	0	0	15,030,157	(うち、仮払消費税及び地方消費税85,392,436円)
1,180,500,000	1,180,425,140	0	0	0	74,860	

留保資金700,528,843円で補填した。

# 令和4年度船橋市病院事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

1	医業収益			
(1)	入院収益	11,008,695,164		
(2)	外来収益	4,712,321,485		
(3)	その他医業収益	<u>923,062,411</u>	16,644,079,060	
2	医業費用			
(1)	給与費	9,467,834,807		
(2)	材料費	4,730,851,619		
(3)	経費	2,590,194,551		
(4)	減価償却費	1,145,854,546		
(5)	資産減耗費	108,962,421		
(6)	研究研修費	<u>57,472,362</u>	<u>18,101,170,306</u>	
	医業損失			1,457,091,246
3	医業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	743,013		
(2)	補助金	366,119,500		
(3)	他会計負担金	1,859,275,000		
(4)	受託工事収益	6,350,000		
(5)	長期前受金戻入	305,026,829		
(6)	その他医業外収益	<u>91,089,887</u>	2,628,604,229	
4	医業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	83,150,818		
(2)	長期前払消費税勘定償却	71,013,389		
(3)	受託工事費	6,350,000		
(4)	雑損失	<u>720,264,788</u>	<u>880,778,995</u>	<u>1,747,825,234</u>
	経常利益			290,733,988
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	<u>111,306,444</u>	111,306,444	
6	特別損失			
(1)	固定資産売却損	19,499,363		
(2)	過年度損益修正損	81,322,290		
(3)	その他特別損失	<u>3,789</u>	<u>100,825,442</u>	<u>10,481,002</u>
	当年度純利益			301,214,990
	前年度繰越利益剰余金			3,489,669,070
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>680,425,140</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>4,471,309,200</u></u>

令 和 4 年 度 船 橋 市 病  
(令和4年4月1日から)

	資 本 金	剰	
		資 本 剰 余 金	
		補助金	資本剰余金合計
前年度末残高	7,107,417,303	705,671,475	705,671,475
前年度処分額	0	0	0
└─ 条例第6条による処分額	0	0	0
└─ 減債積立金の積立	0	0	0
処分後残高	7,107,417,303	705,671,475	705,671,475
当年度変動額	0	0	0
└─ 減債積立金の取崩	0	0	0
└─ 当年度純利益	0	0	0
当年度末残高	7,107,417,303	705,671,475	705,671,475

院 事 業 剰 余 金 計 算 書  
 令和5年3月31日まで)

(単位：円)

余 金			剰余金合計	資本合計
利 益 剰 余 金				
減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計		
2,418,309,225	4,497,401,852	6,915,711,077	7,621,382,552	14,728,799,855
1,007,732,782	△ 1,007,732,782	0	0	0
1,007,732,782	△ 1,007,732,782	0	0	0
1,007,732,782	△ 1,007,732,782	0	0	0
	(繰越利益剰余金)			
3,426,042,007	3,489,669,070	6,915,711,077	7,621,382,552	14,728,799,855
△ 680,425,140	981,640,130	301,214,990	301,214,990	301,214,990
△ 680,425,140	680,425,140	0	0	0
0	301,214,990	301,214,990	301,214,990	301,214,990
	(当年度未処分利益剰余金)			
2,745,616,867	4,471,309,200	7,216,926,067	7,922,597,542	15,030,014,845

令和4年度船橋市病院事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	7,107,417,303	705,671,475	4,471,309,200
条例第6条による処分額	0	0	△ 301,214,990
減債積立金の積立	0	0	△ 301,214,990
処分後残高	7,107,417,303	705,671,475	(繰越利益剰余金) 4,170,094,210

令和4年度船橋市病院事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
	(1) 有形固定資産			
	イ 土 地		1,838,912,859	
	ロ 建 物	22,297,044,283		
	減価償却累計額	<u>△ 16,351,137,592</u>	5,945,906,691	
	ハ 構 築 物	1,176,271,668		
	減価償却累計額	<u>△ 930,389,287</u>	245,882,381	
	ニ 器 械 備 品	7,195,293,423		
	減価償却累計額	<u>△ 5,215,704,631</u>	1,979,588,792	
	ホ 車 両	4,556,261		
	減価償却累計額	<u>△ 3,830,922</u>	725,339	
	ヘ リース資産	41,298,000		
	減価償却累計額	<u>△ 27,655,920</u>	13,642,080	
	ト 建設仮勘定		<u>520,066,693</u>	
	有形固定資産合計			10,544,724,835
	(2) 無形固定資産			
	イ 電話加入権		1,872,000	
	ロ ソフトウェア		<u>480,727,240</u>	
	無形固定資産合計			482,599,240
	(3) 投資その他の資産			
	イ 長期前払消費税		<u>213,867,011</u>	
	投資その他の資産合計			<u>213,867,011</u>
	固定資産合計			11,241,191,086
2	流 動 資 産			
	(1) 現金預金		9,052,265,391	
	(2) 未収金		3,238,379,885	
	貸倒引当金	<u>△ 5,005,986</u>	3,233,373,899	
	(3) 貯蔵品		<u>58,464,541</u>	
	流動資産合計			<u>12,344,103,831</u>
	資産合計			<u>23,585,294,917</u>

負債の部

3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>2,443,663,507</u>		
	企業債合計		2,443,663,507	
	(2) 引当金			
	イ 退職給付引当金	<u>2,059,844,624</u>		
	引当金合計		<u>2,059,844,624</u>	
	固定負債合計			4,503,508,131
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>948,207,403</u>		
	企業債合計		948,207,403	
	(2) リース債務		9,159,600	
	(3) 未払金		1,381,646,780	
	(4) 引当金			
	イ 賞与引当金	454,199,377		
	ロ 法定福利費引当金	<u>89,124,289</u>		
	引当金合計		543,323,666	
	(5) その他流動負債			
	イ 預り保証金	3,979,900		
	ロ その他預り金	<u>65,600,804</u>		
	その他流動負債合計		<u>69,580,704</u>	
	流動負債合計			2,951,918,153
5	繰延収益			
	長期前受金		6,631,621,666	
	収益化累計額		<u>△ 5,531,767,878</u>	
	繰延収益合計			<u>1,099,853,788</u>
	負債合計			<u>8,555,280,072</u>



資 本 の 部

6 資 本 金		7,107,417,303
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 補 助 金	<u>705,671,475</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		705,671,475
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	2,745,616,867	
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>4,471,309,200</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>7,216,926,067</u>
剰 余 金 合 計		<u>7,922,597,542</u>
資 本 合 計		<u>15,030,014,845</u>
負 債 資 本 合 計		<u>23,585,294,917</u>

令和5年9月5日 提出 船 橋 市 長 松 戸 徹

認定第10号

決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度船橋市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

船橋市長 松 戸 徹

令和4年度船橋市

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予 算			地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源額 充 当 額	合 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額		
第1款	円	円	円	円	円
下水道事業収益	17,397,329,000	63,500,000	0	0	17,460,829,000
第1項					
営業収益	11,723,904,000	0	0	0	11,723,904,000
第2項					
営業外収益	5,673,325,000	63,500,000	0	0	5,736,825,000
第3項					
特別利益	100,000	0	0	0	100,000

支出

区分	予 算					小 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 に 支 出 額	
第1款	円	円	円	円	円	円
下水道事業費用	16,795,328,000	63,500,000	0	0	0	16,858,828,000
第1項						
営業費用	15,123,600,000	63,500,000	0	△ 119,919,421	0	15,067,180,579
第2項						
営業外費用	1,621,628,000	0	0	119,919,421	0	1,741,547,421
第3項						
特別損失	100,000	0	0	0	0	100,000
第4項						
予備費	50,000,000	0	0	0	0	50,000,000

# 下 水 道 事 業 決 算 報 告 書

決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円	円	
17,163,560,074	△ 297,268,926	
11,681,738,049	△ 42,165,951	(うち、仮受消費税及び地方消費税 776,799,532円)
5,478,311,225	△ 258,513,775	(                   " 20,794,567円)
3,510,800	3,410,800	

額		決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 定 規 定 に よ っ て 繰 越 額	不 用 額	備 考
地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 定 規 定 に よ っ て 繰 越 額	合 計				
円	円	円	円	円	
164,596,300	17,023,424,300	16,423,162,725	144,687,400	455,574,175	
164,596,300	15,231,776,879	14,681,615,304	144,687,400	405,474,175	(うち、仮払消費税及び地方消費税 408,793,021円)
0	1,741,547,421	1,741,547,421	0	0	(                   " 1,819円)
0	100,000	0	0	100,000	
0	50,000,000	0	0	50,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第 26条の規定による 繰越額に係る財源 充 当 額
第1款 資本的収入	円 12,078,448,000	円 1,218,884,000	円 13,297,332,000	円 2,548,716,512
第1項 企業債	6,580,000,000	587,400,000	7,167,400,000	1,445,050,000
第2項 出資金	2,475,172,000	0	2,475,172,000	0
第3項 補助金	2,341,632,000	576,687,000	2,918,319,000	1,052,765,000
第4項 負担金	654,388,000	54,797,000	709,185,000	50,901,512
第5項 貸付金償還金	26,256,000	0	26,256,000	0
第6項 その他 資本的収入	1,000,000	0	1,000,000	0

支 出

区 分	予 算					地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継 続 繰 越	費 次 額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	予備費 支出額	小 計			
第1款 資本的支出	円 19,080,222,000	円 1,219,105,000	円 0	円 0	円 20,299,327,000	円 2,600,279,183	円 3,024,945,300	
第1項 建設改良費	8,536,220,000	1,219,105,000	0	0	9,755,325,000	2,600,279,183	3,024,945,300	
第2項 企業債償還金	10,463,752,000	0	0	0	10,463,752,000	0	0	
第3項 貸付金	30,250,000	0	0	0	30,250,000	0	0	
第4項 予備費	50,000,000	0	0	0	50,000,000	0	0	

資本的収入額（前年度財源充当額152,100,000円を除く。）が資本的支出額に不足する額7,048,433,235円  
損益勘定留保資金587,201,596円及び当年度分損益勘定留保資金5,395,342,759円で補填した。なお不足する

額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
継続費繰越額に係る 財源充当額	合計			
円	円	円	円	
3,010,525,969	18,856,574,481	10,365,113,811	△ 8,491,460,670	
1,583,300,000	10,195,750,000	5,061,900,000	△ 5,133,850,000	
0	2,475,172,000	2,475,172,000	0	
1,359,599,000	5,330,683,000	2,141,913,000	△ 3,188,770,000	
67,626,969	827,713,481	638,141,220	△ 189,572,261	(うち、仮受消費税 及び地方消費税 52,209,362円)
0	26,256,000	24,375,800	△ 1,880,200	
0	1,000,000	23,611,791	22,611,791	

額	合計	決算額	翌年度繰越額		不用額	備考
			地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 繰越額		
円	円	円	円	円	円	
25,924,551,483	17,261,447,046	2,543,630,498	5,043,762,400	7,587,392,898	1,075,711,539	(うち、仮払消費 税及び地方消費税 565,428,937円)
15,380,549,483	6,829,089,215	2,543,630,498	5,043,762,400	7,587,392,898	964,067,370	
10,463,752,000	10,418,237,831	0	0	0	45,514,169	
30,250,000	14,120,000	0	0	0	16,130,000	
50,000,000	0	0	0	0	50,000,000	

は、減債積立金438,929,167円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額357,559,713円、過年度分額269,400,000円は、同意済企業債の未発行分をもって翌年度に措置するものとする。

令和4年度船橋市下水道事業損益計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

1	営業収益			
	(1) 下水道使用料	7,588,314,130		
	(2) 他市負担金	179,681,207		
	(3) 他会計負担金	<u>3,136,943,180</u>	10,904,938,517	
2	営業費用			
	(1) 管渠費	322,782,936		
	(2) ポンプ場費	100,346,672		
	(3) 処理場費	2,361,832,617		
	(4) 業務費	533,224,111		
	(5) 総係費	438,982,703		
	(6) 負担金	1,192,806,949		
	(7) 減価償却費	9,315,681,024		
	(8) 資産減耗費	<u>7,165,271</u>	<u>14,272,822,283</u>	
	営業損失			3,367,883,766
3	営業外収益			
	(1) 他会計負担金	734,126,031		
	(2) 他会計補助金	1,127,258,789		
	(3) 長期前受金戻入	3,343,712,568		
	(4) その他営業外収益	<u>254,690,394</u>	5,459,787,782	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,608,559,498		
	(2) その他営業外費用	<u>63,727,733</u>	<u>1,672,287,231</u>	<u>3,787,500,551</u>
	経常利益			419,616,785
5	特別利益			
	(1) 固定資産売却益	3,510,800		
	(2) 過年度損益修正益	0		
	(3) その他特別利益	<u>0</u>	3,510,800	
6	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	0		
	(2) その他特別損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3,510,800</u>
	当年度純利益			423,127,585
	前年度繰越利益剰余金			0
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>438,929,167</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>862,056,752</u></u>

令 和 4 年 度 船 橋 市  
(令和4年4月1日から)

	資 本 金	剰		
		資 本 剰 余 金		
		受贈財産評価額	補助金	資本剰余金合計
前年度末残高	53,067,630,318	8,742,073,591	5,784,555,000	14,526,628,591
前年度処分額	352,791,041	0	0	0
条例第4条による処 分額	352,791,041	0	0	0
資本金への組入れ	352,791,041	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0
処分後残高	53,420,421,359	8,742,073,591	5,784,555,000	14,526,628,591
当年度変動額	2,475,172,000	4,169,600	0	4,169,600
出資金の受入	2,475,172,000	0	0	0
土地の受贈	0	4,169,600	0	4,169,600
減債積立金の取崩	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0
当年度末残高	55,895,593,359	8,746,243,191	5,784,555,000	14,530,798,191



# 下水道事業剰余金計算書

令和5年3月31日まで

(単位：円)

剰余金			剰余金合計	資本合計
利益剰余金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計		
減債積立金				
438,929,167	845,627,600	1,284,556,767	15,811,185,358	68,878,815,676
492,836,559	△ 845,627,600	△ 352,791,041	△ 352,791,041	0
492,836,559	△ 845,627,600	△ 352,791,041	△ 352,791,041	0
0	△ 352,791,041	△ 352,791,041	△ 352,791,041	0
492,836,559	△ 492,836,559	0	0	0
931,765,726	(繰越利益剰余金) 0	931,765,726	15,458,394,317	68,878,815,676
△ 438,929,167	862,056,752	423,127,585	427,297,185	2,902,469,185
0	0	0	0	2,475,172,000
0	0	0	4,169,600	4,169,600
△ 438,929,167	438,929,167	0	0	0
0	423,127,585	423,127,585	423,127,585	423,127,585
492,836,559	(当年度未処分利益剰余金) 862,056,752	1,354,893,311	15,885,691,502	71,781,284,861

## 令和4年度船橋市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	55,895,593,359	14,530,798,191	862,056,752
条例第4条による処分額	438,929,167	0	△ 862,056,752
資本金への組入れ	438,929,167	0	△ 438,929,167
減債積立金の積立	0	0	△ 423,127,585
処分後残高	56,334,522,526	14,530,798,191	(繰越利益剰余金) 0

令和4年度船橋市下水道事業貸借対照表  
(令和5年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		20,754,597,256	
ロ 建物	16,948,836,139		
減価償却累計額	<u>△ 2,844,828,512</u>	14,104,007,627	
ハ 構築物	245,966,391,029		
減価償却累計額	<u>△ 33,038,651,420</u>	212,927,739,609	
ニ 機械及び装置	20,821,510,459		
減価償却累計額	<u>△ 8,082,330,525</u>	12,739,179,934	
ホ 車両及び運搬具	5,379,998		
減価償却累計額	<u>△ 3,539,724</u>	1,840,274	
ヘ 工具器具及び備品	104,309,426		
減価償却累計額	<u>△ 61,207,905</u>	43,101,521	
ト リース資産	9,130,063		
減価償却累計額	<u>△ 7,557,310</u>	1,572,753	
チ 建設仮勘定		<u>3,868,860,656</u>	
有形固定資産合計			264,440,899,630

(2) 無形固定資産

イ 地上権		3,180,000	
ロ 施設利用権		<u>13,896,273,080</u>	
無形固定資産合計			13,899,453,080

(3) 投資その他の資産

イ 出資金		5,000,000	
ロ 長期貸付金		<u>16,339,500</u>	
投資その他の資産合計			<u>21,339,500</u>

固定資産合計

278,361,692,210

2 流動資産

(1) 現金預金 3,016,325,776

(2) 未収金 1,237,375,409  
貸倒引当金 △ 152,396,279 1,084,979,130

(3) 短期貸付金

イ 短期貸付金		<u>18,293,600</u>	
短期貸付金合計			<u>18,293,600</u>

流動資産合計

4,119,598,506

資産合計

282,481,290,716

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債 108,414,850,903

企業債合計 108,414,850,903

(2) 長期前受収益

187,500,000

固定負債合計

108,602,350,903

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債 9,710,919,829

企業債合計 9,710,919,829

(2) 未払金

2,492,514,511

(3) 前受収益

12,500,000

(4) 引当金

イ 賞与引当金 54,292,000

ロ 法定福利費引当金 10,404,000

引当金合計

64,696,000

(5) その他流動負債

イ 預り保証金 592,020

ロ その他預り金 7,147,053

その他流動負債合計

7,739,073

流動負債合計

12,288,369,413

5 繰延収益

長期前受金 106,271,825,678

収益化累計額 △ 16,462,540,139

繰延収益合計

89,809,285,539

負債合計

210,700,005,855

資本の部

6 資本金

55,895,593,359

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額 8,746,243,191

ロ 補助金 5,784,555,000

資本剰余金合計

14,530,798,191

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金 492,836,559

ロ 当年度未処分利益剰余金 862,056,752

利益剰余金合計

1,354,893,311

剰余金合計

15,885,691,502

資本合計

71,781,284,861

負債資本合計

282,481,290,716

令和5年9月5日 提出 船橋市長 松戸 徹